様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　2026年 2月12日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）とうほうがすねっとわーくかぶしきかいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 東邦ガスネットワーク株式会社  （ふりがな）しばた　よしみつ  （法人の場合）代表者の氏名 柴田　喜充  住所　〒456-0004  愛知県 名古屋市熱田区 桜田町１９番１８号  法人番号　9180001145487  　情報処理の促進に関する法律第２８条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　東邦ガスグループビジョン  ②　東邦ガスDX戦略  ③　東邦ガスネットワークビジョン | | 公表日 | ①　2022年 3月31日  ②　2025年 2月27日  ③　2022年 3月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページに掲載  　https://www.tohogas.co.jp/corporate/ir/company-vision/pdf/pdf-group-vision\_01.pdf  　p.3~12  ②　ホームページに掲載  　https://www.tohogas.co.jp/corporate/approach/pdf/dx.pdf  　p.3~4  ③　ホームページに掲載  　https://www.tohogas.co.jp/nw/corporate/company/management/pdf/vision.pdf  　p.4~6 | | 記載内容抜粋 | ①　当社グループが描く2050年の社会像に向けた中間地点である2030年代半ばに目指す姿をグループビジョンとして記載  1地域におけるゆるぎないエネルギー事業者  2エネルギーの 枠を超えた くらし・ビジネス のパートナー  3持続可能な 社会の実現を リードする 企業グループ  ②　当社が描く2050年の社会像に向けて「デジタル化・DX」は大きな役割を果たすと考えます。  ・デジタルサービスやラストワンマイルサービスにより多様なニーズが満たされている  ・データの相互利活用や技術革新により業界の垣根を超えたイノベーションが生み出されている  足元の取り組みとしては、2030年代半ばに目指す姿を実現するため、上記のグループビジョンそれぞれに対する３つの取組みを推進することで、情報処理技術の活用を進める  1エネルギー事業者としての進化(多様なエネルギーを、より多くのお客様へ)  2 多様な価値の創造(くらしやビジネスに、よりよい今と未来を)  3 社会課題解決の推進(SDGs達成への貢献、さらにその先も続く未来へ)  ③　当社は、東邦ガスグループ会社として、上記のビジョンを元に方向性を決定しているが、当社独自のビジョンとして、以下方針も示している。  ビジョンの全体像  Ⅰ導管事業のさらなる成長  社会の低炭素化、脱炭素化に寄与するエネルギーを、地域に拡がる導管網と先端技術を活用して、安定的に安全に届けます。  Ⅱ導管エンジニアリングの発展  導管事業で培ったエンジニアリング力を幅広いインフラ事業者へ展開していくことで、社会課題の解決に貢献します。  Ⅲ地域貢献  地域に根差す事業者として、サステナビリティを重視し、地域のレジリエンス向上をはじめ、社会貢献に積極的に取り組みます。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会より権限移譲された経営会議での承認を経て公表  ②　取締役会より権限移譲された経営会議での承認を経て公表  ③　取締役会より権限移譲された経営会議での承認を経て公表 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　東邦ガスDX戦略  ②　AIを活用したガス管劣化予測  ③　家庭用都市ガススマートメーターの導入について | | 公表日 | ①　2025年 2月27日  ②　2021年 2月10日  ③　2024年 5月31日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページに掲載  　https://www.tohogas.co.jp/corporate/approach/pdf/dx.pdf  　p.4  ②　ホームページに掲載  　https://www.tohogas.co.jp/nw/corporate/efficiency/digital-01/  　AIを活用したガス管劣化予測  ③　ホームページに掲載  　https://www.tohogas.co.jp/nw/corporate-n/press/\_\_icsFiles/afieldfile/2024/05/30/nwPress20240531.pdf  　ガススマートメーターシステム | | 記載内容抜粋 | ①　当社グループビジョンが示す「エネルギー事業者としての進化」「多様な価値の創造」「社会課題の推進」に対応すべく、デジタル技術を駆使して支えてまいります  ②　当社とFracta社(米国カリフォルニア州)は、2019年8月から約1年半に渡るガス管劣化予測アルゴリズムの実証実験を実施いたしました。当社は、ガス管劣化予測アルゴリズムを2021年度以降の保安対策に活用するとともに、Fracta社と連携して、ガス管劣化予測技術の国内ガス事業者への展開を目指します。  ③　通信機能付きガスメーター（スマートメーター）と通信ネットワークなどを組み合わせた、ガススマートメーターシステムを開発しています。これまでお客さま宅を訪問して実施していた検針を遠隔化して業務の効率化につなげるとともに、スマートメーターが発呼するアラームを監視し、遠隔でスマートメーターを操作することで、迅速な安全確保・レジリエンス向上が期待できます。また、スマートメーターで取得できるデータを活用し、お客さまへ新たなサービス・付加価値提供を目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会より権限移譲された経営会議での承認を経て公表  ②　取締役会より権限移譲された経営会議での承認を経て公表  ③　取締役会より権限移譲された経営会議での承認を経て公表 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　東邦ガスDX戦略  　p.5~6 | | 記載内容抜粋 | ①　■組織体制について  2024年4月、DX推進部はイノベーション推進本部の組織として新設されました  計画・実行の両面から専門性を向上させるとともに、機動的・効率的な意思決定・DXの実現を推進します  イノベーション推進本部の他の組織である技術研究所とDXグループ会社であるTOGIS（東邦ガス情報システム株式会社）と連携しながら、DXを推進します  <DX推進部の役割>  ・本部統括、全社IT企画、 ITリソースのマネジメント、全社DX推進  ・DXを実現するお客さま向けシステムの整備  ・全社グループでのシステム連携、システム起点によるBPR、EUC・データAI活用による業務効率化の推進  ・全社ITガバナンス、全社ITインフラ、サイバーセキュリティに関わる計画・実行  <技術研究所の役割>  ・カーボンニュートラル実現に向けた新技術の開発や専門性の高いデータ分析などを担当  <TOGISの役割>  ・エネルギー事業をはじめとしてお客さまのニーズに応えるシステムの提案から開発・運用を担当  ■人財育成・確保について  ・DX戦略の推進に必要な人財の育成・確保に向けた取り組みを実施  ・育成の全体像としては、自己啓発による資格取得の推奨施策のほか、経営層・管理者層・実務担当・全社員の層別に教育施策を実施  ・DXに係るセミナー開催、掲示板による共有、DX推進人財同士の交流（コミュニティ）等の継続的な施策を実施。また、DX人財の新卒・キャリア採用の拡大も推進  〈補足〉  グループ会社として、上記体制の中でDXを推進している。また当社の中でもDXを推進する部署と、システム・ITツールを維持管理する部署があり、連携をとる体制がある。 |  1. 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　東邦ガスDX戦略  　p.7 | | 記載内容抜粋 | ①　環境整備の方策を下記に記載  ・以下の施策に対応できる基盤を構築  a.【守りのDX】事業の高度化・効率化  ・都市ガススマートメーターの導入による開閉栓の遠隔監視・操作  ・3D図面の自動作成ツールの開発  ・AIを活用したガス管の劣化予測ツールの開発  b.【攻めのDX】  ・AI等を活用したコールセンターの自動応答  c.IT基盤の運用・整備、およびDX人財育成とデジタル化の推進  ・サイバーセキュリティの高度化(強化)  ・RPA/AIなどBPRツール適用拡大  ・クラウド型グループウェアの導入  ・ペーパーレス・モバイル化　など  〈補足〉  【攻めのDX】に関して、当社ではガス漏れ対応などの緊急修理の受付をしており、コールセンターの役割を担っている。本業務において、DX・効率化を推進している。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　東邦ガスグループ中期経営計画  ②　家庭用都市ガススマートメーターの導入について  ③　東邦ガスDX戦略 | | 公表日 | ①　2025年 2月27日  ②　2024年 5月31日  ③　2025年 2月27日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　ホームページに掲載  　https://www.tohogas.co.jp/nw/corporate/company/management/pdf/medium-term-management-plan\_fy2025-2027.pdf  　p.34  ②　ホームページに掲載  　https://www.tohogas.co.jp/nw/corporate-n/press/\_\_icsFiles/afieldfile/2024/05/30/nwPress20240531.pdf  　ガススマートメーターシステム  ③　ホームページに掲載  　https://www.tohogas.co.jp/corporate/approach/pdf/dx.pdf  　p.10 | | 記載内容抜粋 | ①　<業務効率化>  ・作業量・作業時間の低減  ・AIを活用したガス管の劣化予測ツール  　AIを活⽤した製造設備異常の予兆検知や導管の劣化予測など、先進技術を活⽤した保安の⾼度化と運⽤の効率化を推進します。　本支管の耐震化率100％  ②　2030 年代半ばまでには、ガスメーターの検定満了に伴う取り替えなどの機会を通じて、対象となるすべてのお客さまにスマートメーターを導入していく予定  ③　IT基盤の運用・整備、およびDX人財育成とデジタル化の推進  <DX人財数増加>  ・DX推進人財：200名(2026年度末)  <印刷コスト>  ・業務帳票の削減（種類・枚数） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年 8月29日 | | 発信方法 | ①　統合レポート2025  　ホームページに掲載  　https://finance-frontend-pc-dist.west.edge.storage-yahoo.jp/disclosure/20251024/20251023577778.pdf  　p.29 | | 発信内容 | ①　2024年度の主な活動  ・AIや新技術を活用した供給設備の保安対策の推進  ・ハード・ソフト両面での防災対策の推進  「中期経営計画2025-2027」の主な目標  ・先進技術の活用やDXによる業務の高度化・効率化  〈2024年度のレビュー〉  家庭用スマートメーターの本格導入を6月から開始しました。今後は無線通信を活用した遠隔指針など、業務の効率化や速やかな保安の確保に向けた取り組みを加速していきます。  〈目指す姿の実現/新中計達成に向けた成長戦略〉  業務の高度化・効率化については、先進技術の活用や新工法・システムの開発・導入を積極的に進め、現場のスマート化に挑戦していきます。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 2月頃　～　2025年 5月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2018年 9月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | サイバーセキュリティ委員会を設立し特化した会議体は年１回実施しており、常務がサイバーセキュリティ委員会を開催しており、セキュリティ上の課題を経営トップに報告している。必要な対策については、常務より指示を受けたIT部門より適宜経営会議に上程している  経産省ガイドライン等に基づき、内外動向を踏まえ、PDCAサイクルを回し、強化を進めてきた。  具体的なサイバーセキュリティ対策は下記の通りである  ■組織・人的対策  (1)教育・啓蒙知識・意識の向上；全社員教育、階層別教育(ｼｽﾃﾑ管理者､新人)他  (2)セキュリティ訓練初動対応の確認・強化（部署横断演習、ランサムウェア対応演習）  (3)IT-BCP整備インシデント後の業務継続に関わる検討（主要システム停止想定）  (4)グループ全体の強化グループ会社のセキュリティの取組みの底上げ・強化の支援等  ■技術的対策  (1)社内ITインフラ対策  ①システム・ネットワーク等のセキュリティ維持（パッチ適用、監視等）  ②クラウドサービス増加へのセキュリティ対応  (2)その他（クラウド化等）  〈補足〉  上記グループ方針の中で当社も実施している。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。